



利用するときの費用はどのくらい？

家庭裁判所に書類を提出する（申立て）料金は下記のとおりです。

● 申立て手数料（収入印紙）	800円
● 登記手数料（収入印紙）	2,600円
● その他（連絡用の郵便切手代、鑑定料など）	

後見人が決まったら、仕事に対してお金を支払うことになります。支払が難しい方については、町が補助してくれる制度があります。

相談予約
お問い合わせ先

0136-75-7666

平日 8時40分～17時25分（祝日、年末年始を除きます）

寿都町社会福祉協議会 成年後見人相談窓口担当

私たちがお手伝いさせていただきます
お気軽にご相談ください



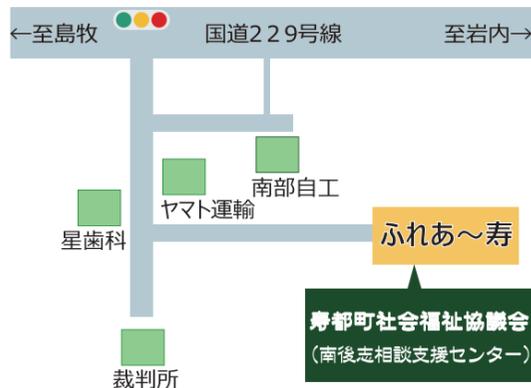
秋田いくみ

生まれ育った町の皆さんと関われる仕事ができることを嬉しく思っています。一日でも早く皆さんのお役に立てるよう努力していきますので、どうぞよろしくお願いたします。



田中みゆき

成年後見支援員となりました田中です。主に成年後見制度の普及活動や相談窓口を担当させていただきます。困り事などありましたら、お気軽にご相談ください。



社会福祉法人 寿都町社会福祉協議会

〒048-0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地8
地域密着型センター「ふれあ〜寿」内
TEL (0136) 75-7666 FAX (0136) 75-7878
Eメール syakyou01@spice.ocn.ne.jp

寿都町社会福祉協議会のホームページはこちら
<http://suttu-syakyou.net/>



成年後見相談窓口

開設
しました

寿都町 社協だより

臨時号

令和6年 5月

5

2024

せいねん こうけん せいど
成年後見制度

わかりやすくご説明します



後見人

不安から安心へ
自分ひとりで決められない時
お手伝いします

令和6年4月より、寿都町からの委託を受け、寿都町社会福祉協議会が成年後見制度支援事業を行っています。この事業は、寿都町に住んでいる方々が、成年後見制度を理解し、利用していただくための事業です。

相談については、専門のスタッフが対応させていただき、相談内容については、秘密厳守で適切に取り扱わせていただきます。



相談の対象となるのはどんな方ですか？

認知症や知的・精神障がいなどによって、一人で決めることに不安や心配のある方が対象になります。

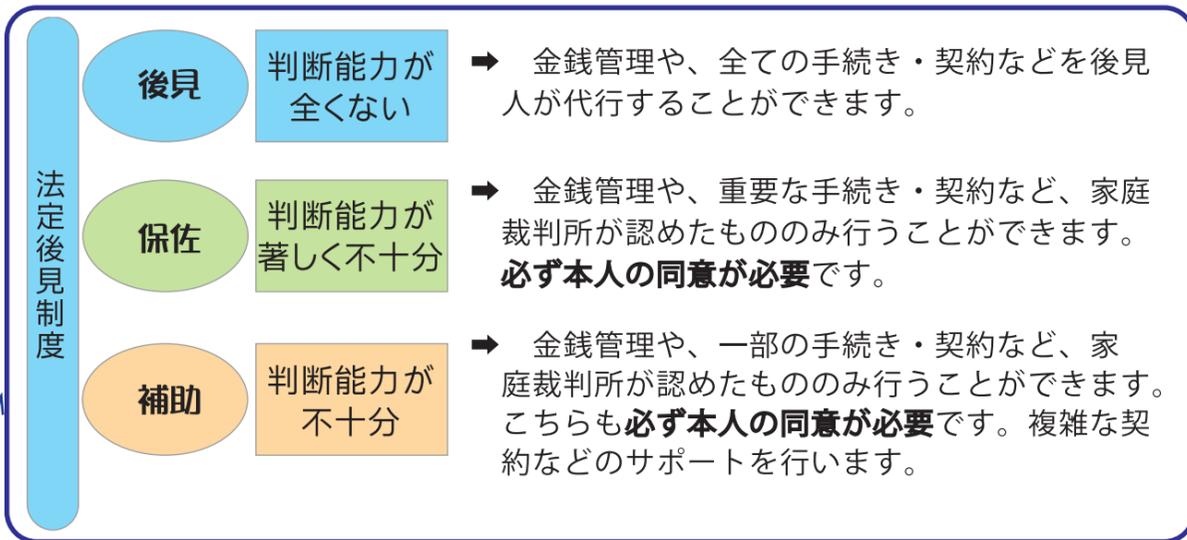
自分や家族が対象になるかわからない場合でも、まずはご相談ください。成年後見制度の利用だけでなく、困りごとに対し必要なサービスがないかなど、一緒に考えていきます。



成年後見制度と種類の違いは何ですか？

成年後見制度には**法定後見制度**と**任意後見制度**があり、法定後見制度には「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの種類があります。それぞれ、簡単に説明します。

成年後見制度



任意後見制度

今は判断能力が十分な方

→ 判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します。預貯金の管理や福祉関係施設への入所契約締結など、あらかじめ決めた手続き・契約などを代行することができます。



後見人は具体的に何の支援をしてくれるの？

【後見人が支援できること】

- 福祉や介護の利用、医療機関への入院等に関する手続き等のお手伝い
- 保険料・税金の支払い
- お金の出し入れ
- 契約の取り消し
- 定期的な訪問や生活状況の確認



【後見人が支援できないこと】

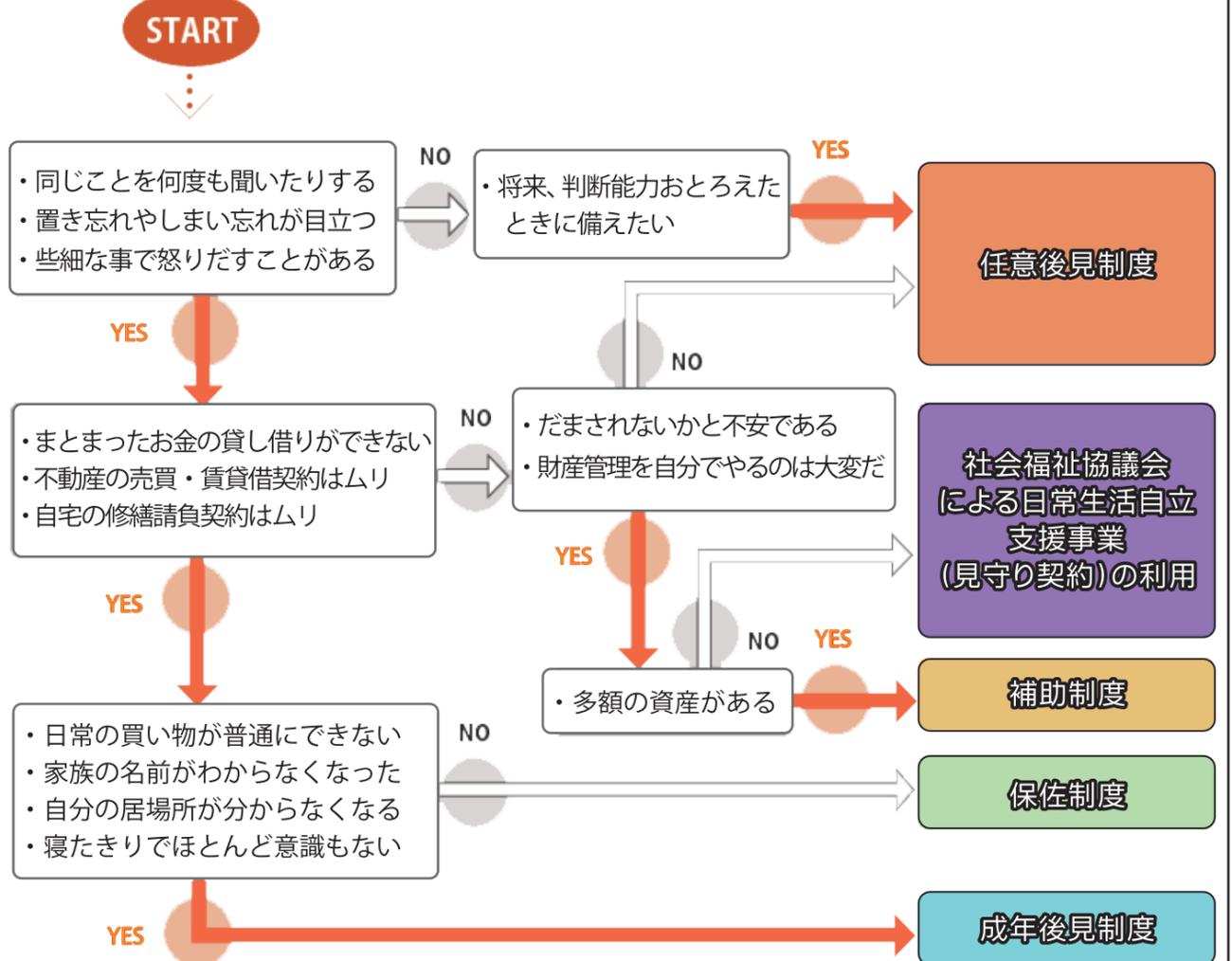
- 食事をつくる
- 掃除をする
- 日用品の買い物を代わりにする
- 実際に介護をする など



お金の管理や契約手続きをするときなど、不利にならないように支援してくれる人なんだね



いろいろな「種類」の違いを実際の生活の場面を想像しながら確認してみましょう！



今必要な方にも、将来に備える方にもそれぞれに合った制度があるんだね



成年後見人には誰がなれますか？

家族や親せきのほか、福祉の専門家、法律の専門家などが担当してくれます。また、地域の人(市民後見人)や団体(法人後見)等が担当することもできます。



手続きには時間がかかりますか？

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に書類などを提出する必要があり、おおむね、3～5か月程度かかります。